

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第85号 損害賠償の額を定めることについて、主な質疑と答弁を申し上げますと、「このような事故の後、どのような再発防止策を講じているのか」との質疑に対し、当局より、「平時においては、両病院とも医療安全対策委員会を設置しており、定例、随時の会議を開催し、ヒヤリハット事例も含めて職員による検討と情報共有を行っている。こうした事故が発生した後や、事故と思われる事案が発生した際は、院長を委員長とする医療事故対策委員会を開催し、事故に該当するか、過失があったかなど、当事者等からの事情聴取を含めて総合的に検討し、対応している」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 横手市手数料条例の一部を改正する条例について、はじめに当局より、9月9日の本会議での本案の審査における答弁の修正について説明がありました。続いて、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の手数料の減額について、キャンペーン的な意味合いで実施するのであれば終了期限を明確にするべきではないか。他市では期間限定で実施されていることが見やすい表で表示されている。期限が分かれば、金額が元に戻った場合でも住民に納得いただけると思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「今の料金体系を見直すことを前提に考えており、キャンペーン終了後に金額を元に戻すという考えはない。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が終わったとしても手数料改定までの間はキャンペーン的なものを継続するが、いずれ改定をすることを前提に時期やどのような料金にするのかを協議し、できるだけ早めに見直しを行いたい」との答弁がありました。また、「キャンペーンの終了期限は明言しないということか。いつまでという期限を設けないのであれば、マイナンバーカードの普及促進につなげるという部分が見えてこないのではないか」との質疑に対し、当局より、「今回の条例改正は

時限ではない。まだ改定の詳細を詰めているところだが、コロナ交付金活用終了後もマイナンバーカードを持っていればコンビニ交付を利用でき、窓口よりも安く証明書等を取得できる状況を継続したいと考えている。カードの普及促進には影響がないと考えている」との答弁がありました。また、「国の通知を受けても県内各市町村が実施しないのは何か理由があるように思う。今後の方向性が決まらない中で、どうしても今決めなければならないのか」との質疑に対し、当局より、「マイナンバーカードの交付率については、努力しているものの全国平均、県平均を下回っている現状にある。こうした状況の中、国の通知を受けても実施を検討しないということはありません、取り得る手段は取っていくという判断をした。また、少しでも早めに取り組むため、追加提案したものである」との答弁がありました。討論では、青山豊委員から反対の立場で、「一見して市民サービスの向上につながる議案だとは思いつつも、期限もなく目標が設定されるべきなのにその目標がないものはキャンペーンではないこと。令和6年にコロナ交付金の活用が終了した後の方向性が見えていないこと。また、その方向性の中には現行の窓口の手数料を上げるという考えが含まれており、財源の確保という点では大事な部分だが、このような方法で財源を確保することは市全体の利益には全くなならないこと。これらの方向性をきちんと検討した後で再提案してほしいため、反対する」との討論がありました。また、山形健二委員から賛成の立場で、「コロナ交付金を活用してマイナンバーカード普及を推進するようにというものに反応しての施策だと思う。後々の手数料の改定も見込んでの条例改正だと理解した。コンビニ交付と窓口の料金に差が出たとしても、現時点での市の手数料の安さを考えると、見直し金額はまだ議論されていないが、ある程度妥当なものになっていくと思う。今後のマイナンバーカードの普及に期待して賛成する」との討論がありました。また、林一輝委員から賛成の立場で、「終了期限が設定されていないなどの懸念点はあるが、コロナ交付金を活用した事業ということで、手数料の額を下げることは悪いことではないと思う。ただし、その後の手数料改定の取組みとの整合性については市民が疑問に思うところが多いのではないかと感じた。しかし、この条例改正をすることでコンビニでの交付数にどのような影響があったのかというところが見えてくると思う。そこをしっかりと検証した上で、今後の手数料見直しの議論に活かせるのであれば、この条例改正を行うべきと考え賛成する」との討論がありまし

た。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案5件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第78号 横手市自転車等駐車場条例及び横手市横手駅西口駅前広場設置条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例については、「対象となる住宅の件数」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「施行日が令和4年12月1日となっている理由は何か。また、道路占用許可申請書類をこれまで市が作成していたものを本来の姿に戻すということだが、その経緯は」との質疑に対し、当局より、「既存のマンション等の事業者や今後そうした建物に居住する方々への周知期間が必要と考え、12月1日としたものである。道路占用については、更新の際に個人に通知が届くため、更新手続きを忘れていたりすることがあり、それを防ぐため市が書類作成と更新手続きを行っていた。改正後は、水道使用者個人や依頼を受けた水道工事事業者が作成した書類を水道事業管理者から道路管理者へ申請することになる。書類作成に際しての助言等は引き続き行うものであり、住民の方への影響はないものと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 財産の取得について（除雪ドーザ8t級（SAプラウ付）1台）及び議案第84号 財産の取得について（除雪グレーダ4.0m級 1台）の議案2件については、一括議題にして審査いたしました。

議案2件について、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案 6 件、陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 74 号 横手市横手駅東口市営駐車場設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「使用料の減免や回数券の仕組みがイメージできないが、どのようになるのか」との質疑に対し、当局より、「減免については、Y²ぷらざや新公益施設の窓口に駐車券の減額処理機を設置し、職員が対応する。回数券については、近隣の飲食店等の振興を一番の目的とし、お客様にサービス券として渡すことで駐車料金が安くなる仕組みを考えており、公益施設でのイベント主催者などを含め、広く一般のお客様にも販売する」との答弁がありました。また、「指定管理で 24 時間営業とのことだが、駐車券の紛失等には管理人が常駐して対応するのか」との質疑に対し、当局より、「将来的に指定管理に移行することを想定して条項を定めているが、当面は市直営となる。精算機の遠隔管理を業者に委託することとしており、夜間はインターホンでのやり取りや直接駆けつけて対応することを想定している」との答弁がありました。また、「降雪時の対応についてどのように考えているのか」との質疑に対し、当局より、「立体駐車場の屋上は除雪しないため閉鎖するが、屋上以外の階は降雪時でも利用可能となる。平置き部分については従来どおり雪を端に寄せることを想定している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 75 号 横手市議会議員及び横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例及び横手市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例、議案第 76 号 横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 77 号 横手市一般職の職員の給与に関する条例及び横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の 3 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、議案第 80 号 横手市公民館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「雄南のびる館の廃止については地域の理解を得ているとのことだが、建物自体は解体するのか再利用するのか」との質疑に対し、当局より、「今議会にアスベスト調査、不動産鑑定等にかかる補正予算を計上しており、その分析結果を見た上で、公売、公募等の手続きを進め、利活用できる事業者がいれば活用していきたいと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 82 号 横手市過疎地域持続的発展計画の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 4 第 13 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。